

| 会 議 記 録   |                                                   |       |                   |
|-----------|---------------------------------------------------|-------|-------------------|
| 会 議 の 名 称 | 全員協議会                                             | 会議の場所 | 全員協議会室            |
|           |                                                   | 担当職員  | 山崎 浩久             |
| 日 時       | 平成24年9月4日（火）                                      |       |                   |
|           | 開議 午前10時26分<br>閉議 午前11時13分                        |       |                   |
| 出 席 委 員   | 議員 26名                                            |       |                   |
| 執行機関出席者   | 栗山市長、湯浅副市長、勝見副市長、山内政策推進室長、<br>岸総務部長、西田総務課長、木村財政課長 |       |                   |
| 事務局出席者    | 今西局長、藤村次長、阿久根係長、三宅主任、山崎                           |       |                   |
| 傍 聴       | 可・否                                               | 市民 0名 | 報道関係者 3名 、 執行機関1名 |

## 会 議 の 概 要

### 1 亀岡市土地開発公社及び（財）亀岡市住宅公社の土地処理に関する報告

○ 議長 開議

午前10時26分～

<木曾議長>

それでは、ただいまより全員協議会を開議いたしたいと存じます。

本会議に続きましてですので、大変御苦勞さんでございますが、よろしくお願いいたします。

一応、11時半をめどといたしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議題につきましては、レジュメにありますように、亀岡市土地開発公社及び財団法人亀岡市住宅公社の土地処理に関する報告書を受けまして、市長から亀岡市の今後の対応につきまして、発表があるということでございますので、理事者出席を求めて、全員でこの報告を聞いていただくという機会を持たせていただきました。

本日は、新聞記者の方もおいででございますので、同時に記者発表ということになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、理事者入室まで暫時休憩いたします。

～10:27

（休 憩）

<木曾議長>

それでは、全員協議会を再開いたします。

理事者に出席いただきましたので、先ほど申し上げましたように、市長から、まず御挨拶いただいて、先ほど（本会議で）特別委員会の委員長報告をもって報告しました、それに対しまして、市の今後の対応につきまして発表をしていただくことにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<市長>

先日、公表いたしました、市の公社土地取引問題の調査結果報告及び本日の本会議で報告がありました特別委員会の調査結果報告に関連して、私の所見を述べさせていただきます。

市の調査にありましては、その事実解明を早期に行うこととして、本年1月、弁護士、公認会計士を委員とする公社土地取引問題調査委員会を設置して、経理諸表や決算書、理事会議事録などの関係書類調査や関係者からのヒアリングを行って、2月末日に調査結果報告書として報告を受けたところでございます。

この調査結果は、3月定例会で公表する考えでありましたが、議会と調整いたしましたところ、議会の調査特別委員会においては、調査進行中でありまして、この時期に市の調査結果が明らかにされると、議会調査に影響を与えるとのことで、公表を差し控え、議会調査の終了を待っての公表となりましたことの御理解をお願いいたします。

はじめに、市の調査報告で再発防止に向けた提言を受けていますので、その提言に対する取り組みについて述べさせていただきます。

再発防止に向けて3点の提言を受けておりまして、一つ目にチェック機能の強化、二つ目にリスク業務に対する管理強化、三つ目に開発公社の見直しについて、それぞれ検討を実施するよう提言を受けております。

これらの提言への対応としましては、コンプライアンス監、これは弁護士でございしますが、コンプライアンス監を加えたコンプライアンス推進本部を新たに組織して、管理体制の強化を既に図ったほか、各職場にコンプライアンスリーダーを配置するとともに、コンプライアンスハンドブックを作成、職員配付して、職員倫理観、相互牽制の意識強化の取り組みを進めております。

外郭法人につきましても、新公益法人制度への移行にあわせて、組織、経営の見直しを行財政改革プランに掲げて取り組む中で、進行管理と事業検査などを既に進めております。

特に開発公社の債務保証額の見直しにつきましては、公社経営健全化計画が本年度で終了しますこととあわせて、金融機関からの借入れをなくす計画であります。現

在の公社借入れに対する市の債務保証契約は全てを解除する考えでありますので、解決が図れると思っております。

2点目に、議会からの報告書で、違法行為について適正に対処する旨の指摘を受けていますので、そのことについて所見を述べさせていただきます。

まずは、指摘の内容において、矛盾を感じていることについて述べます。

18年の土地取引行為が実体を伴わない架空の取引であったとして、登記の不実記載と土地取引があったことを記していない事業決算書の虚偽記載との関係についてであります。

調査報告では、双方に違法性があると指摘されていますが、この指摘には矛盾があると判断しております。

登記の不実記載を認め、土地取引がなかったと判断すれば、取引を記載していない決算書は正しく記載されていたと解することができ、決算書の虚偽記載は成立しないこととなります。

他方、土地取引の記載がされていない決算書を虚偽記載と判断するならば、土地取引があったと認めることとなりますので、土地取引がないとした登記の不実記載は成立しないこととなります。

このことについては、市の調査委員会でも問題指摘があったところですが、土地取引が実体としてあったとみなすのかどうかは、詳細捜査をしないと判断できないとして、あえて判断が避けられているところでございます。

また、18年取引の売渡証書等登記書類を公文書として虚偽記載の指摘がされておりますが、18年取引は全てが住宅公社が作成した文書でありますので、公文書と断定することに疑義を感じております。

20年の土地取引におきましては、登記が実体と異なる不正常な状態を解消すべきとして、権限を持つ両公社の長の指示で、登記是正を講じたものでございます。不正常な状態を解消する方策は、実体が正しいとして登記を修正するか、もしくは登記が正しいとして実体を登記に合わせるかの選択肢しかなく、実体が正しいとして登記変更したことは妥当な判断であったと理解しております。

しかし、登記是正を目的に、両公社の合意のもとに作成した文書、登記原因証明情報ですが、これを虚偽記載文書とするならば、是正することを認めないとも理解できるために、虚偽記載と断定し切ることには疑義を感じるところでございます。

加えて、20年の処理が虚偽公文書の作成、行使であるとの指摘は、私も含めました当事者に対してであります。

確かに不適切な処理がなされていることを知って、私が即刻是正するよう指示したものでありますので、私も当事者の1人であると判断しております。

しかし、報告書ではこれを刑事告発すべきとしているのでありますが、当事者であ

る私が告発するということは、法制上成り立たないと判断いたしております。

このように、今、解明できている事柄からは、違法性を確定させることは困難であると考えられますなかで、単に時効が成立していない行為のみを取り上げ、その行為に違法性ありと断定して告発することはいかがなものかとも考えます。

また、実害がなかったことが明らかとなった今において告発することが、市民にとって有益となるのか。むしろ市民に新たな不安と混乱を与えるのみで、有益作用はしないと考えるところでありまして、これらを総合判断すると、私、市長の立場からは刑事告発はできないと考えている次第でございます。

最後に、調査によって事実が解明されたことを受けての、市長としての所見を述べさせていただきます。

20年に本件取引の問題を知った際は、この状態を放置することが多大の市民負担につながりかねないとの危機を感じ、早急な回復措置を講じるよう命じましたことは、これまでも述べてきたとおりでございます。

結果、土地開発公社において振込手数料の735円の負担以外には実害なく収拾できたことの安堵感と、かかる事態を再び起こさせないためにも、公社経営を確かなものに再建していかなければならないとの一念が、公表や事後処理の判断を鈍らせてしまい、時を経た今となっては、私の判断の緩さが市民に不安と混乱を与えたと反省し、改めておわびを申し上げる次第でございます。

また、私が刑事告発をしないと判断することが、あたかもコンプライアンス観が欠如しているととらえて、私に対する批判の声も聞くわけですが、先ほども述べましたように、刑事犯罪と断定するのに疑義を含む状態であるにもかかわらず、告発しないと判断することを取り立てて、私のコンプライアンスが欠如していると言われることはいかななものかと思います。

しかし、今回の調査でも指摘されていますように、チェック機能や事後判断の緩さが招いた問題と反省すべき点があることも事実でありますし、そうした判断の緩さが、今般、市民に不安を与えるに至ったものと考えております。

みずからを厳しく律しと、当職員にも訓示をしている市長として、また外郭団体も含めた総合調整、監督の権限と責任を有する市長として、今回の問題の終息とあわせて、再発防止に全力を尽くしますことを改めてお約束しますとともに、私への責任も考えてまいりたいと思っています。責任の処し方については熟慮の上、追って報告をさせていただきたく考えております。

以上でございます。

<木曾議長>

特別委員会の報告を受けまして、ただいま市長から市としての基本的な考え方について報告がございました。それにつきまして、皆さんから忌憚ない意見をいただ

きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<西村議員>

(特別委員会)委員長の立場として申し上げますけれども、委員会の調査結果と、市の見解に大きな違いがあるということは、やはり議会としても、もう一度考え直す必要があるなど。

やはりこの大きなかけ離れは、市民に説明が難しいと思いますので、この辺のところを議長で調整をいただきたいと思います。

<木曾議長>

また、後で私の見解を述べさせていただきたいと思います。確かに大きな見解の相違がございます。議会としてどうしていくのかということは、今後の対応として考えていきたいと思います。

<吉田議員>

2、3点、疑問が。

虚偽記載とそれから登記の不実記載、お互いは同時には成立しない、どちらかが成立するというのは、私も当初から申し上げていることで、特別委員会が設置されたときだったか、その直前の全員協議会だったか、その辺、今、記憶が定かではありませんが、理事者の方々の御説明によれば、理事会も通っていないので、売買というものはなかったというのが市の見解であったと思っております。

売買はなかったということが市の見解ですから、そのとおりに調査委員会で進めたわけで、そうすれば当然、どちらかが成立するのではなくて、虚偽報告ではなくて、不実記載のほうが罪になって、事業報告書のほうが正しかったというのは、委員会でも結論が出てと思います。

その不実記載を立てるために、売買契約書を作成して出したことが、今回罪に問われるのではないかという話になっているわけで。その売買契約書は、亀岡市土地開発公社の理事長の名前、公印が押してあるものですから、公文書だという判断は市の顧問弁護士からも聞いております。

はじめは私文書だと言われましたが、勘違いをしておりました、公文書でしたと、市の顧問弁護士がそうおっしゃっているんです。何も疑義はありません。虚偽公文書作成については、疑義が生じるものではないというのが特別委員会での調査結果報告で、疑義があるのであれば、そこは私文書であるということを説明していただかなければいけません。

まず第1点、お聞きしたいのは、報告書が虚偽だったのか、登記が不実記載だったのか、どちらかわからないなんていうことはないですよ。市の説明は、売買契約がありませんでしたと言われたんですから、登記不実記載はもう目に見えているじゃないですか。まずそこ、どっちかわからんというのは本当なのか、過去に説明さ

れたときは、売買契約は成立をしておりませんという説明がありましたが、矛盾しませんか。御説明いただきたいと思います。

<栗山市長>

先ほども申しましたとおりでありまして、市はそういうことはないと思っております。意味がちょっとよくわかりません。

<吉田議員>

じゃあ、1つだけ聞きますが、理事者の説明では、当初、18年土地取引は理事会も通ってないし、あれは売買契約がなかったというのが市の説明でした。売買契約がないという結論が成立するのであれば、登記の記載は不実記載ですよ。報告書はあるかもしれませんが。どちらかしか成立しないとなって、成立するほうが確定していると思うんですけれども。市の売買契約がなかったという見解は確定ですよ。ここまで御説明いただいたんですから。売買契約はなかったものと考えて、登記が違っておりましたという説明だったと思うんですが、まさか忘れたとか。

<政策推進室長>

当初説明したというのは、恐らく去年の12月に説明させていただいたときのお話かと思います。当時は、そういうことを議会で指摘を受けまして、早速手持ちの資料でもって調べられた範囲の中での答弁をさせていただいたと思っています。

その後、1月に入って調査委員会を設置して、調査をしてまいりました。

そうしますと、売買契約書が交わされていたことがわかりましたし、いろんなことがわかってきました。そうした中で、調査委員会でも、先ほど市長の報告がありましたように、この売買があったと見るのか、なかったと見るのかということが、弁護士なりまた公認会計士の中でも議論がされました。

しかし、この判断には相当時間を要するし、もっと詳細な調査が必要となりまして、あえてその判断がされませんでした。

ですから、明確な決定がされてないという状況の中で、今、あったとみなすことが、市の判断ですることができないということを市長は申したわけでございます。

<吉田議員>

皆さん方が売買契約はなかったというところから調査のスタートがあったわけで、今さらどっちかわかりませんでしたって、12月の段階でそう言われたから、それに基づいて調査をしたわけですよ、我々は。

売買はなかったというふうに市が言われたから。間違いないですから。覚えておられますよね。売買はなかったと。弁護士が、たしかこんな見解出したのは。ちょっとそこは覚えてないですけど。皆さんがはじめにそう言われたから、それに基づい

て調査をしたわけで、今さらわかりませんみたいな話はありません。何をおっしゃってるのか、さっぱり理解できません。売買はあったんですか、なかったんですか。

<政策推進室長>

ですから、先ほども申しましたように、昨年12月の段階と調査後の段階とは明確になったものが変わってきているということです。その時点は、確かにわかりませんでしたので、ないというふうに答弁したと思います。

<吉田議員>

わからんで言うた。わからんままに言われた。

<政策推進室長>

そうですね。

<吉田千尋議員>

断言されました、まず。理事会も通っていないものは意思決定がされていないので、売買はなかったと判断するということと言われましたよ。今になってどっちかわからんというのは。やり直しやな。

<政策推進室長>

1月に調査委員会を、だから設置しまして調査をしました。そこで判明されてきたものは、当然状況は変わってきますので、そこで理事会通っていないこともたしかですし、両公社が認知しなかったことも事実です。ですから、売買契約書というものがあって登記がされていたというのも事実です。ですからその相反するものが明確になったということです。御理解いただけますか。

<吉田議員>

それは、12月の質問のときにわかってるわけですよ。どっちかが間違っていて、どっちかが正しいというのは見たらわかります、だれでも。報告書の登記がずれてるんだから、どっちかが正しくてどっちかが違う。だれが見たってわかります。調査していてそれしか出ないなら、全く調査する意味がないですね、1点は。

それから、その調査としては、売買があったのか、なかったのかまで踏み込まないで終わったわけですね。どっちかわからんままで、行政のほうは、理事会も通っていないから売買はなかったと言われたわけですね。

調査報告で売買があったというふうに書いてたらどっちかわからんとなりますけど、市はなかったと思ってたが、調査では、そこまで調査をしていないんですから、今さらどっちかわかりませんというのはおかしくないですか。もともと理事会に諮られてない、意思決定もないものというのは、売買成立してないと、それはおっしゃるとおりだと思います。

<政策推進室長>

どう言ったらおわかりいただけるのか。18年の行為ですけれども、両公社が承知しない中で取引が行われたということは、両調査でもう明確になっています。独断でされたということで。そのことを平成20年に認知しました、発覚したということです。もって、所有権移転がされているというのはもう事実です、登記が変わっていますので。ですが、実体がないということです。登記は変わっていました。ですから、登記を先ほど申しましたように実体に合わせて修正するのか、登記が正しいとして実体に合わせるのか、実体と登記がずれているということです。ですから、どちらか修正を加えねばならないということです。

そこで、事実、売買はされてないし、住宅公社の保管のままであるから、登記を修正しようということで、そのときに、以前の18年に行われた売買は解除することでの合意解除の手続きがとられて、それが登記上の手続きです。そういうことで書面修正がされた。それで、実体と登記とが合致したという行為が行われたということです。

<吉田議員>

実体と登記をあわせたわけですね。実体と登記のそのずれが不実記載なんですよ。どっちかわからんとおっしゃいましたよね。不実記載なのか虚偽報告なのかわからんと言われたんですよね。わかっているじゃないですか、不実記載と。明確に言われましたよ、今。何でどっちかわからへんのですか。市長はさっき、不実記載なのか、虚偽報告なのか、どちらかがわかりませんと言われましたけど、室長は今、不実記載と明確に言われましたよ。わかっておられるんじゃないですか。何がわからへんのかわからないので、教えてください。

<政策推進室長>

不実記載だと思いますが、ただ議会からの報告においては、不実記載を認めているから、一連した論法が通ってないということを市長は申したわけです。

<吉田議員>

虚偽記載って、その報告書に記載がされてなかったという形で、虚偽記載というのではなくて、虚偽公文書をつくったというのは、実体がない売買契約を結びましたと。

その売買契約書に、亀岡市土地開発公社理事長の名前と印鑑が押してありました。これは、本来ないはずの売買契約をした売買契約書という公文書をつくりましたねというのが、虚偽公文書のほうです。平成18年の。明確じゃないですか。何がわからんのか、教えてください。

<政策推進室長>



平成 18 年の行為は、住宅公社が行ってるんです。ですから、土地開発公社の何て言うかね。

<吉田議員>

片方ではできませんやん、そんなん。

(発言する者あり)

<政策推進室長>

ただ、売買契約書というのは民事行為の文書ですね。それは公文書になるんですか。

<吉田議員>

そうですよ。顧問弁護士がそう言われました。

議事録とか見てからしやはあったらどうです。こんな早う報告せんと。

<政策推進室長>

その公文書の見解なんですけれども、確かに土地開発公社の役職員、みなし公務員になっていますし、一般的には公文書と判断されてます。

しかし、これは判例でもっていろいろ見解は分かれてるもんなんです。

土地開発公社の職員は公務員法が適用じゃないですし、公務員じゃないです、団体職員です。そこにある文書を内容によって公文書扱いされる、されない、そういうことになっています。

議会（特別委員会）のほうで、32 年の最高裁判決で電々公社の文書、これ公文書と見なされたということの紹介も受けました。確かに国の 3 公社というのは、もう国の機関に準じたというものです。それと地方公社とはまた位置付けが異なります。

32 年の判決でもって、公文書やから、公社で作成した文書が全て公文書だという判断も、それはもう法廷の中で判断されるものであって、一職員、一機関が判断すべきものではないと思っています。

ですからその公文書の解釈においても、一概にこれが公文書ということが断定できがたいという中で、それを公文書だと断定して告発するということが果たして許されるのかという判断です。

<吉田議員>

そしたら、市の顧問弁護士、辞めてもらわなあかんね。はじめは私文書や言わはりましたけど、判例見せて、特別委員会で何回も電話かけてね。もう 1 人の弁護士の方は、公文書だとも言われました。その判例を見せたところ、市の顧問弁護士の先生も、私文書という見解は勘違いでしたと言われたから、こういう調査結果報告になったわけで。そういう話は出なかったですかね、弁護士さんから。私の知り合いも個人的に当たりましたが、これ私文書とか、疑義があるなんて言う人たち、誰もいないですから。そのときの市の顧問弁護士さんと室長しか、私は知らないです

けど、それは言わはるのは結構ですけど、でも市の顧問弁護士の先生にお伺いして、公文書でした、勘違いしてしまいましたって言われたわけですから、室長の見解と違うんでしたら、もう辞めてもらわなあきませんね、この顧問弁護士。

<木曾議長>

理事者に申し上げます。

この特別委員会で根本的に議論してきたことを覆すような内容を今、議論してるんですけども、そうなってくると、特別委員会 13 回やってきた意味がない、先ほども委員長からお話があったように。（特別委員会が）結論づけたものを全て市長から疑義があるということと言われてしまっては、もうはっきり言うて、議会としての立場もなくなりますので、もう一度、これは個人的なことじゃなしに、議会としてどう対応するのかということ、しっかりとやっぱり考えていかないと。契約もあったのか、なかったのかわかれへんとか、弁護士に聞いた部分に基づいて、我々も審査しているわけですので、そういった部分まで疑義があるということになってくると、何のために 13 回も時間を費やしてやってきたのかなということに、最終的になってしまいます。

そうじゃなしに、もう少し建設的な中で市長から今日御判断いただいて、最終的に特別委員会としては終わっていくのかなというように思ってたんですけども、こんな状態になってしまうと、終わるに終わられへんようなことになってしまうのかなと思うんですけど、西村委員長、どうですか。

<西村議員>

おっしゃるとおりでございまして、口頭で反論とも言えるようなことを言われて、これは大変遺憾に思っておるところです。

さっき議長も言われましたけれども、もう一遍対決していくのかですが、今市長が言われたことを、言われたことは取り消すわけにいかんわけですけども、柔軟に、もう一度考え直して、発表をいただけたらなと、私の個人の思いとしてはそのように思っております。

<栗山市長>

私の説明で、経過の中ではそういう疑義のあるところもあると言いましたけれども、最終的には結論として、提言を受けて是正すべきところは是正するし、そして私の責任もとらせてもらおうと言うところですから。報告の中には、疑義があり、もう完全に納得できないところもあるけれども、こういう最終結論を申したわけなのでね。その一部のところをとって、これはおかしいと、そう言われるのはいかななものかと思えますけれども。

<木曾議長>

市長ね。反論して、それに対して、議会が理事者と対抗してやろうという、そう

いうことを言うてるんじゃないしに、（特別委員会が）指摘した部分に関して全て疑義があるとおっしゃったんですよ。それは、やっぱり市議会のメンツとしてね、そんなことを承服できませんよ。はっきり言うて。やっぱり我々も13回もやってきて、これは契約はなかったんだということの報告からスタートして全部やってきてるんですよ。そんなことを今、あったのか、なかったのかわからへんというようなことを言われたら、もう何のために特別委員会をやってきたのかということがわからへんようになりますわ。

だから、そういうことも含めて、もう1回追及して、我々もまだわからないということであれば、特別委員会はもう一度再開せんなんですよ、これは。もうそんなことはならないような形で、何で最終的なその形ができなかったのかというのは、もう市長、非常に残念ですね。

<酒井議員>

内容についてお聞きしてもいいですか。

売買のことなんですけれども、理事会も通ってなくて登記だけ移っていましたが、今までどおり、パーキングも経営されていて、その代金も住公かJAに自分とこから引き出しては払っていたわけですよ。そういう状態であっても、売買は成立しているというか、所有権が移転しているというふうに考えられるのかというのは、顧問弁護士さんに聞いてみられたことはあるんでしょうか。

<政策推進室長>

その部分だけをとらえますと、確かに実体は移ってないという判断ができます。ただし、裏には金融機関の融資の動きがあるんです。乙欄、いわゆる抵当権の抹消を登記にされているということになって、要はそれを不実のものとしてしまうと、金融機関の行為にまで影響しかねないということで、その断言するのは調査委員会では避けるという判断がされたと言っています。

<木曾議長>

皆さんに申し上げます。

私の独断になるかもわかりませんが、皆さん御了解いただいたらもうそのようにさせていただきたいんですが、今日の市長からの報告につきましては、一応、承服しかねませんので、もう一度、市長のから改めて報告をしていただくということで。御了解いただきましたら、そのようにさせていただきたいと思いますが、どうですか。

<市長>

先ほどの議会からの報告書で違法行為について適切に対処する旨の指摘を受けていますので、そのことについて所見を述べさせていただきますということで、く

だりのところを言ったわけですね。

公社問題調査結果により、その後でどのように対処していくかを述べたもので。こちらの意見は、それなら議会の言われるとおりですということを使うなら、それで済むんですか。

こちらは、こちらなりに一生懸命調査をして、疑問のところもあるという見解を述べておるんで。それでもって一から覆ってしまうということは、私は疑問に思いますけどね。

<馬場議員>

私、議会から出た調査委員会の結論については、正面から受け止めるという言葉がなかったら、それは解釈論でひとつとになると思います。

その点で、最後には市長おっしゃったんですが、市長の判断の緩さが市民の皆さんに不安を与えた。つまり、9万3,000人の市民は、またかというて言うてるんですよ。つまり、住宅公社と土地開発公社を、言うてみたらもてあそんで、5億円を出し入れして、それで結論は、全く市民の知らないところで、逆に言えば、市長とか土地開発公社、住宅公社の会長は、言ってみれば9万3,000人の市民を盾にしてお金の貸し借りやってるわけですよ。

そういう立場からすると、そういう意味での市民へのこの責任感のなさが、本当に怒りに感じるってちまたでは言ってるわけです。

だから、それに対して答えるためには、議会が出した13回のこの結論については、真正面から受け止めるのでなかったら、それはやっぱりあり得ないというふうに思うんですよ。

それから加えて言うと、この外郭団体の不祥事というのは、これだけじゃないんですよ。もう市長が以前だって、KUDという団体に住宅公社の土地の転がしとか、そういう事件って、何回も繰り返してるわけですよ。だから、そういう根の深い問題なんだから、やっぱりこれはもう絶対に繰り返さないんだという、そのことが要るんじゃないかなと思います。

<栗山市長>

ですから、繰り返さないために提言を受け止めまして、改善点も示しまして、今後はそういうことを絶対起こさないようにしていくという決意を述べさせていただいたと思っています。

<立花議員>

市長から所見を聞かせていただいて、私、実害がなかったというようなお話の中から、語られたというふうに思うんですが、私はやっぱり不明瞭な取引の問題について、特別委員会で説明をしてまいりまして、口頭でおっしゃったので正確に私も聞き取れませんでした。違法行為についてのかなり意見の食い違いというか、全

く違うとらえ方というところもあったように思うわけですね。私は、特別委員の1人として副委員長もさせていただいたわけですが、もう一度、書面で先ほど市長から報告された内容を、特別委員あるいは全議員に配付をしていただいて、特別委員会は一たん終わりというふうの開会日のところで議長からあったわけですがけれども、再開をして、その違法行為のところについて、特別委員会でやってきた内容を検証する必要があるんじゃないかということを実感した次第です。

私は幾つか報告も聞きながら問題点を感じているわけですが、その違法行為の取引を不明朗な形でできるような、そういう環境に土地開発公社と住宅公社があったという事実の中で行われて、それがどこまで事実だったのかみたいなことになってくると、本当に特別委員会でやってきたことが何だったのかということになってくるわけですね。

市長の所見はかなりの食い違いがあるわけですから、特別委員会を再開し、市長の所見についての検討ということで、私はやりたいなと今思っているところです。

そして、改めてまた市長の今後の責任問題だとか、議会で出された責任問題については、また後日に見解を明らかにするということですので、その辺、本来であれば市長の責任のところも本日聞けるのかなというふうに思ったわけですがけれども、まずはその違法行為の事実関係だけは、私は明らかに所見をいただいた以上、すべきではないかというふうに思っております。

<木曾議長>

いずれにしても、今もう市長には答弁求めても仕方ないと思うんでね。

正直言いまして、これだけ違法行為のことに關しては乖離があるんですわ。市の見解と議会との見解が乖離し過ぎてますので、この辺は整理しないと、次の段階に入っていないと思いますので、とりあえずもう特別委員会は、今日私が閉じましたので、この特別委員会をもう一度開けということは、これはもうできません。

わかっていると思うんですけども、それはやっぱりもう一度、今言ったもの（特別委員会の解散）を今日、この時間で、ひっくり返すということは、それはできません。

それはもう特別委員会じゃなしに、全員協議会でやるということにしかありませんので。特別委員会から私が報告受けたんやから、もう私のほうで処理しますので、よろしくお願いします。それでよろしいか。

<立花議員>

そしたら、市長から説明のあった書面は、配付してもらえるのかどうか。

<木曾議長>

それは市長、書面で議会に回答をいただけるということではできますか。

<市長>

それはやぶさかでないです。

<木曾議長>

はい、わかりました。

<堤議員>

いろいろ議論のあるところですけども、これだけいろんな、理事者サイドと調査を進めた議会との温度差があるわけです。

その点は、もう一遍幹事会なり議会運営委員会に戻していただいて。全員に今はどうのこうのできへん。

先ほどの市長の所見を文書で提出すると言われました。これをもって議長が、再度、特別委員会を開くのかどうかということを議会運営委員会なり幹事会に諮っていただかないと。今、こんなことで時間を費やして、おさまるようなことではないので、改めて。

<木曾議長>

それでは、また改めて、市長から報告があった内容につきましては協議させていただくということで。また議会運営委員会なり幹事会等の中で協議をしていきますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、理事者は一たんここで退席していただいて結構でございます。大変御苦労さんでした。

～ 11:12

(理事者退席)

<木曾議長>

事務局から、この後の日程について、連絡がありましたら。

<事務局長>

今の件に関しては、見解が文書で出てくるということでしたので、これは議長の判断されることですが、それに基づきまして、また議会の対応ということになるかと思います。

その場は、全員協議会になるのか、あるいは幹事会、あるいは議会運営委員会になるのかということで、また議長の整理のもとにしていきたいと思います。

あと事務連絡ですが、1点だけですけども、議会報告会のアンケートが今日までになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

<木曾利廣議長>

それでは、議会報告会のアンケートにつきましては、提出をよろしくお願いいたします。

それでは、先ほどの内容につきましては、場合によりましては、どういう結果が

出てくるかも知れませんが、各議員の皆さんにおかれましても、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、のちほど文書を配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会を閉じさせていただきます。

（ 閉 会 ）

全員協議会終了 午前11時13分